

# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援情報一覧

支援などを受けるにはいくつかの条件があります。詳しくは各問合せ先にご確認ください。  
また、紹介したもの以外にも様々な支援制度がありますので、気軽にご相談ください。

## どこに相談すればいいかわからない場合は

事業者

新型コロナウイルス対応事業者総合支援窓口 ☎52-6777

受付時間／9:00～12:00、13:00～16:00（土・日曜日、祝休日を除く）

ところ／7月31日(金)までの月～金曜日 ラ・ホール富士1階  
8月4日(火)からの火～金曜日 中央図書館分館1階（8月11日は除く）

個人

富士市社会福祉協議会 ☎64-4649

受付時間／9:00～17:00（土・日曜日、祝休日を除く）

ところ／フィランセ東館1階

支援情報について詳しくは、市ウェブサイトでもご覧いただけます。



富士市 コロナウイルス 🔍 検索

## 【事業者向け給付金など】

※記載がない場合、問合せ先の受付は平日のみ。

名称	内容	問合せ
持続化給付金	事業全般に広く使うことができる給付金です。 給付金額／中小企業200万円、個人事業者100万円を上限に支給 対象／前年同月比で売上げが50%以上減少している中小企業、個人事業者等	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570(土・日曜日、祝休日を含む8:30～19:00) ウェブ予約はこちら▼ ※申請サポート会場(富士商工会議所)での申請は、事前予約が必要です。 ☎0120-835-130(24時間予約可)
富士市持続化プラス給付金	給付金額／一事業者当たり10万円 対象／前年同月比で売上げが30%以上減少している事業者等 ※富士市独自の給付金です。詳しくは広報ふじ7月5日号2ページをご覧ください。	富士市持続化プラス給付金コールセンター ☎52-6855
家賃支援給付金	給付金額／申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6か月分に相当する額を支給(法人600万円、個人事業者300万円を上限に支給) 対象／前年同月比で5～12月の売上が①50%以上(1か月)、または②30%以上(連続する3か月)減少した中小企業、個人事業者など	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 (土・日曜日、祝休日を含む8:30～19:00)
国税・県税・市税の徴収猶予(特例制度)	法人税、消費税、法人二税、個人事業税、固定資産税・都市計画税などの国・県・市税の納税を猶予します。 対象／事業に著しい損失を受け、納期限までに納税が困難な事業者など	国税 富士税務署 ☎61-2460 県税 富士財務事務所 ☎65-2112 市税 収納課(市役所3階) ☎55-2730
富士市経済変動対策貸付資金	静岡県経済変動対策貸付の利子補給を市が行うことで、低金利で融資を受けられます。 対象／市内に工場・事業所を有していて、前年同月比で売上が減少している事業者(売上げ減少の認定が必要です)	市内各金融機関または産業政策課(市役所5階) ☎55-2952
新型コロナウイルス対応マル経融資	マル経基準金利(変動利率)を、当初3年間は富士市が利子補給を行い、実質金利は0%になります。 対象／最近1か月の売上げが、前年または前々年同月比で5%以上減少している事業者など	富士商工会議所 ☎52-0995 富士市商工会 本所・鷹岡事務所 ☎71-2358 富士川事務所 ☎81-1280
雇用調整助成金の特例措置	一時的に労働者に対して休業・職業訓練等を行い、休業手当等を支払った場合、支払った休業手当の一部を助成します。 対象／新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主 内容／休業手当に対する助成率の引上げ、特例措置の内容説明、教育訓練を実施した場合の加算額の引上げ など	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 (土・日曜日、祝休日を含む9:00～21:00) ハローワーク富士 ☎51-2151
持続化補助金	小規模事業者が販路開拓のために行う取組(感染収束後の販路拡大に備えた取組など)に対して補助金を交付します。 補助率／対象経費の3分の2～4分の3(上限100万円) ※応募枠、類型がいくつかありますので、ご注意ください。	富士商工会議所 ☎52-0995 富士市商工会 本所・鷹岡事務所 ☎71-2358 富士川事務所 ☎81-1280
IT導入補助金	中小企業等が行うITツール導入による業務効率化に向けた取組(在宅勤務制度導入に向けた、テレワークシステムの導入など)に対して補助金を交付します。	IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424

【個人向け生活支援】

※問合せ先の受付は平日のみ。

こんなときは	名称	内容	問合せ
休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費の貸付が必要	<b>特例貸付</b> 緊急小口資金(無利子)	貸付金額／10万円(要件を満たす場合は20万円) 据置期間／1年以内 償還期間／2年以内 受付期間／9月末日まで	富士市社会福祉協議会 ☎64-4649 ※相談は要予約です。
収入の減少や失業などのため、生活の立て直しが必要	<b>特例貸付</b> 総合支援資金(生活支援費)(無利子)	貸付金額／単身の場合：月15万円以内 2人以上の場合：月20万円以内 貸付期間／原則3か月以内 据置期間／1年以内 償還期間／10年以内 受付期間／9月末日まで	富士市社会福祉協議会 ☎64-4649 ※相談は要予約です。
離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況	<b>給付</b> 住居確保給付金	給付金額／家賃実費分。上限あり(世帯人数により金額は異なります。単身世帯：3万7,000円、2人世帯：4万4,000円、3人世帯：4万8,000円など) 支給期間／原則3か月 ※支給には一定の要件があります。	富士市ユニバーサル就労支援センター ☎64-6969
	<b>免除</b> 国民年金保険料の免除申請	令和2年2月分以降の国民年金保険料が免除される場合があります。 申請方法／免除申請書に所得の申立書を添付して提出	富士年金事務所 ☎61-1900
	<b>減免</b> 介護保険料の減免	令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限を迎える65歳以上の人の介護保険料を減免します。 申請方法／申請書と世帯の主たる生計維持者の収入・罹患・廃業などの状況が分かる書類などを提出	介護保険課(市役所4階) ☎55-2766
納税等が困難(財産に相当な損失が生じた場合や、自身や家族が罹患・廃業・休業・利益が減少した場合など、それぞれ一定の要件があります)	<b>減免</b> 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限を迎える国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を減免します。 申請方法／申請書と世帯の主たる生計維持者の収入・失業・罹患などの状況が分かる書類などを提出	国保年金課(市役所3階) 国民健康保険被保険者は ☎55-2752 後期高齢者医療被保険者は ☎55-2754
	<b>猶予</b> 後期高齢者医療保険料の支払い猶予	令和2年度の後期高齢者医療保険料の支払いを猶予します。 対象／被保険者及びその人の世帯主の前年合計所得金額が合わせて600万円以下で、所得金額の合計が前年より3割以上減少した人 申請方法／申請書と収入状況の分かる書類などを提出	
	<b>猶予</b> 水道料金・下水道使用料の支払い猶予	支払いが困難な場合、上下水道営業課にご相談ください。 猶予期間／最長4か月	上下水道営業課(県富士総合庁舎6階) ☎67-2827
	<b>猶予</b> 個人住民税・固定資産税など市税の徴収猶予(特例制度)	市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納税を猶予します。 猶予期間／最長1年間 申請方法／各納期限までに、申請書と収支状況の分かる書類などを提出	収納課(市役所3階) ☎55-2730
解雇等により、居住している住居から退去しなければならないまたは退去した	<b>支援</b> 市営住宅への一時入居	入居条件／①社員寮や社宅など雇用先から賃借等していた住居から退去しなければならない人、②住宅手当等により居住可能だった住居から退去しなければならない人、③解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去しなければならない人 住居提供期間／最長1年 使用料／各部屋の最低家賃(光熱水費・共益費は自己負担) 申請方法／住宅政策課または県住宅供給公社にご相談ください ※敷金は免除。連帯保証人は不要ですが、緊急連絡先は必要です。	住宅政策課(市役所7階) ☎55-2843 県住宅供給公社(市役所5階) ☎55-2817
小・中学校の教育費用に困る	<b>支援</b> 就学援助	経済的な理由から子どもの義務教育に支障があると認められる保護者に対して、学用品費・給食費・医療費などを援助します。 申請方法／子どもが就学している小・中学校または学務課にご相談ください	学務課(市役所7階) ☎55-2868